

## 2 - 2 所得階級別人員

## (1) 所得者区分別人員

(単位：人)

区 分	合 計 所 得				譲渡所得	うち短期 譲渡所得 があるもの	山林所得
	営業等 所得者	農 業 所得者	その他 所得者	計			
70万円以下	3,653	20	3,382	7,055	2,046	496	85
100 "	4,218	44	4,807	9,069	555	78	27
150 "	7,609	275	15,456	23,340	739	97	36
200 "	7,936	552	19,212	27,700	685	49	17
250 "	7,792	755	21,115	29,662	502	31	15
300 "	6,654	954	15,463	23,071	517	39	4
400 "	9,367	2,169	20,833	32,369	730	47	13
500 "	5,459	2,242	13,914	21,615	539	24	3
600 "	2,849	2,110	10,242	15,201	483	10	2
700 "	1,740	1,817	8,461	12,018	408	18	1
800 "	995	1,507	6,760	9,262	332	9	1
1,000 "	1,117	1,829	8,651	11,597	476	7	-
1,200 "	536	939	5,190	6,665	355	11	-
1,500 "	564	562	4,897	6,023	298	5	-
2,000 "	540	299	4,248	5,087	292	3	1
3,000 "	425	105	2,865	3,395	244	8	-
5,000 "	326	21	1,526	1,873	155	3	-
5,000万円 超	218	9	768	995	156	2	-
合 計	61,998	16,209	167,790	245,997	9,512	937	205
				内 718	外 978		外 2

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるため、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。